

つがる西北五広域連合病院事業 医薬品調達業務

公募型プロポーザル方式による契約相手方の選定 参加者募集要綱

1 実施趣旨

本募集要綱により実施する公募型プロポーザル方式による契約相手方の選定は、つがる西北五広域連合病院事業（以下「広域連合」という。）における医薬品調達業者選定において、その透明性及び公平性を確保し、かつ医薬品の調達にとどまらない流通、市場、ソリューション等における高い付加価値の提供力や病院経営に対するコスト削減のサポート力を有するパートナーとして、適切な業者を選定することを目的に実施するものである。

2 募集概要

(1) 業務名

つがる西北五広域連合病院事業医薬品調達業務

(2) 業務内容

後述する医薬品調達業務内容のとおり。

(3) 選定結果の効力期間

本募集要綱により実施する公募型プロポーザル方式による契約相手方の選定（以下「プロポーザル」という。）により選定された業者は、優先順位ごとに割り当てられた割合に応じて、広域連合に対する取扱医薬品の交渉権を得るものとする。

なお、選定結果の効力期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとするが、医療品調達業務の契約期間は、各年度における単年度契約とする。

3 選定方法

本募集要綱により実施する公募型プロポーザル方式による契約相手方の選定では、応募者からの企画提案書及び契約単価見積書並びにプレゼンテーション内容を審査したうえで、優先第1位交渉者から優先第5位交渉者までの計5者を選定する。調達する全医薬品目数のうち、各順位交渉者の取り扱う医薬品目数の割合は、次のとおりとする。

区 分	取扱医薬品数の割合
優先第1位交渉者	概ね50%
優先第2位交渉者	概ね20%
優先第3位交渉者	概ね15%

区 分	取扱医薬品数の割合
優先第4位交渉者	概ね10%
優先第5位交渉者	概ね5%

なお、審査において、各評価事項における評価が著しく低い等の事由により、その者を交渉者とすべきではないものが生じた場合において、当該交渉者が欠けることにより選定者数が5者に満たない場合であってもその者を交渉者とせず、評価基準に到達した者のみを交渉者とし、及び選定数とする。

また、本プロポーザルによる権利は、あくまで交渉権であり、優先第1位交渉者より順番に広域連合と取扱医薬品数について交渉を行うが、当該交渉の可否によっては、取扱医薬品数の割合は変動することがあるものとする。

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次のとおりとする。なお、プロポーザル参加業者がプロポーザル参加後、令和4年3月31日までの間に参加要件を満たさなくなった場合若しくは参加申込書及び企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合又は選定期間中に法令等に違反していると認められた場合には、本プロポーザルへの参加資格は喪失するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広域連合各医療機関からの発注後、原則1時間以内に納品できる体制が整っていること。
- (3) 調達業務に必要な許可、免許等を有すること。
- (4) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、法人県民税、法人事業税の未納がないこと。
- (5) 広域連合構成市町から一般競争入札参加停止措置及び指名停止措置を当該募集要綱公告日及びプレゼンテーション実施日に受けていないこと。
- (6) 法人その他の団体又はその代表者等が、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続き開始の申し立て又は再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

5 医薬品調達業務内容

(1) 調達品目

調達品目は、内服、外用、注射、造影剤、消毒剤、ワクチン及びその他の医薬品とし、詳細については、後日配付する、つがる西北五広域連合病院事業採用医薬品リスト（以下「医薬品リスト」という。）記載のとおりとする。

(2) 契約単価

令和4年度の契約単価は、本プロポーザルによる提案値引率から令和3年度診療報酬改定を経て協議し、変更契約等により締結した令和3年度の最終契約額を反映した単価を納入単価として契約締結し、以後、薬価状況等を踏まえて、広域連合と契約締結業者とで適宜協議し、必要に応じて、令和4年度内において、変更契約を締結する。

なお、変更契約の締結も想定されるため、令和4年度を4月から9月までの上期と10月から翌年3月までの下期に分け、年度中途において納入単価の変更契約が締結された場合でも、上期、下期の各期間中は期首に締結した納入単価で各月の支払いを行い、期末において変更契約後の単価を反映して、支払額の精算を行うものとする。

(3) 納入方法

広域連合各医療機関からの発注に基づき、各医療機関指定の場所に納入する。

(4) 物品検査

納入時に業者立会いのもと、広域連合各医療機関の担当者が実施する。検査の結果、不合格の医薬品があったときは、広域連合各医療機関が指定する期限までに代替品を納入しなければならない。

(5) 要求水準

医薬品調達業務の実施に関し、契約相手方となる業者は、次の水準を満たし、及び必要事項を適正に実施しなければならない。

ア 基本事項

- (ア) 契約相手方となる業者は、安定かつ継続的に業務を推進できる体制及び能力を備え、関連業務にかかる十分な実績を有していること。
- (イ) 医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービスを向上できること。
- (ウ) 業務パートナーとして、広域連合各医療機関の立場に立った業務運営ができること。
- (エ) 広域連合各医療機関の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト縮減による経営改善に貢献できること。
- (オ) 医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。
- (カ) 医薬品調達業務について、支障なく開始できるよう準備を進め、令和4年4月1日から適正に業務を開始できること。

イ 調達に係る事項

- (ア) 調達物品を確保し、確実に広域連合各医療機関指定の場所に納品できること。
- (イ) 広域連合各医療機関が必要とする薬品並びに新たに必要とする薬品の調達に対応できること。
- (ウ) 広域連合各医療機関が行う価格交渉に応じ、診療報酬改定等の社会情勢の変化を踏まえた、適正な価格で納入できること。
- (エ) 不具合等のクレームに迅速かつ誠実な報告、対応を行うこと。

ウ 納品に係る事項

- (ア) 広域連合各医療機関の指定する日時に、必要な数量を確実に納品すること。

(イ) 大規模事故、災害時の緊急時に広域連合各医療機関が必要とする薬品を迅速に納品できること。

(ウ) 業務時間外の発注及び業務時間内の緊急発注にも対応できること。

(6) 新たに採用することとなった医薬品の取扱い

契約締結後、令和4年度中において、医薬品リストに記載のない医薬品を新たに採用することとなった場合、事前協議のうえ当該医薬品メーカーを主として取り扱う業者の取扱医薬品として追加する。ただし、事前協議の際、当該メーカーを取り扱う業者が追加することを断った場合には、当該医薬品を低価格及び安定して供給できる業者を広域連合各医療機関が選定し、当該業者と事前協議のうえ、当該業者の取扱医薬品として追加する。

新たに採用する医薬品がジェネリック薬である場合は、本プロポーザルにおいて選定し、契約を締結した業者のうち、最も低価格となる購入単価を提示した業者を取扱業者とする。

(7) 契約締結後における取扱医薬品数の変更

契約締結後、令和4年度中において、医薬品の欠品、遅配などが著しく、及び特段の理由もなく度重なる場合など医薬品調達業務の瑕疵により広域連合各医療機関の業務に支障を生じさせる業者に対しては、年度中途においても変更契約により、欠品等に係る医薬品を含む当該医薬品メーカーの取扱医薬品を、当該業者の取扱医薬品から削除するものとする。

なお、当該削除となった医薬品メーカーの取扱医薬品については、当該メーカーに対し、低価格及び安定供給を交渉、確保できる業者を広域連合が選定し、当該業者と事前協議のうえ、当該業者の取扱医薬品として追加する。

6 スケジュール

(1) 日程

ア 公告	令和3年12月 7日 (火)
イ 医薬品リストの交付	令和3年12月 7日 (火) ～ 同月28日 (火)
ウ 現場説明会	令和3年12月21日 (火)
エ 質問受付期限	令和3年12月28日 (火)
オ 質問回答	令和4年 1月 7日 (金)
カ 見積書、参加申込書及び企画提案書の提出	令和4年 1月14日 (金)
キ プレゼンテーション	令和4年 1月21日 (金)
ク 審査結果通知 (予定)	令和4年 2月 4日 (金)
ケ 優先交渉者ごとの取扱医薬品交渉 (予定期間)	令和4年 2月 9日 (水) ～ 同月28日 (月)
コ 契約前の準備期間	令和4年 3月
サ 契約書の締結	令和4年 4月 1日 (金)

(2) 医薬品リストの交付

プロポーザルの見積書対象となる取扱医薬品を記載した医薬品リストは原則手渡しとし、以下のとおり配付する。

なお、医薬品リストは電子データによる配付となるため、交付を希望する業者は、記録媒体を交付場所へ持参すること。

ア 交付期間及び時間

(ア) 交付期間 令和3年12月7日(火)から同月28日(火)までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く日。

(イ) 交付時間 午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

つがる西北五広域連合 病院運営局 病院運営課

ウ 記載内容

医薬品リストには、以下の内容が記載される。なお、包装薬価については、記載欄を設け、空欄としているので、各自記入することとする。

(ア) 品目名

(イ) 規格・梱包単位

(ウ) メーカー

(エ) 納入実績

(3) 現場説明会等の実施について

ア 説明会

(ア) 日時 令和3年12月21日(火) 午後2時から

(イ) 場所 つがる総合病院3階 会議室1

(ウ) 参加申込み 令和3年12月20日(月) 正午まで(電子メール、FAX可)

(エ) 申し込み先 つがる西北五広域連合 病院運営局 病院運営課

イ 質問及び回答

(ア) 質問受付 令和3年12月28日(火) 午後5時まで。書面により質問書を作成し、電子メール又はFAXにより提出すること。

(イ) 提出先 つがる西北五広域連合 病院運営局 病院運営課

(ウ) 回答日 令和4年1月7日(金) 午後3時以降、現場説明会への参加者及びプロポーザルに参加の意向を示した業者全員に電子メール又はFAXにより回答する。

(4) 見積書の提出

医薬品の見積額は単品単価とし、広域連合から業者に配付する医薬品リストに当該単品単価を記載し、医薬品リスト見積書に、つがる西北五広域連合病院事業医薬品調達業務見積書(様式第1号)を添えて広域連合へ提出する。

広域連合では、様式第1号に記載される対薬価総加重平均値引率を主な比較項目として、見積比較を行うものとする。

プロポーザル後、調達先として特定された業者は、契約に係る見積書を再度、提出することとし、再提出見積書の値引率が、プロポーザル時の提案値引率や令和3年度の最終値引率を下回る場合は、令和3年度の実績や趨勢を踏まえたうえで、再度、交渉するものとする。

(5) 参加申込及び企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類は、次のとおり。なお、広域連合構成市町のいずれかにおいて、物品供給競争入札参加資格登録を行っている業者は、その旨を申し出て、(オ)から(ク)までの書類提出を省略することができる。

(ア) 参加申込書(様式第2号)

(イ) 会社案内及び概要書

(ウ) 主な納入先リスト

(エ) 企画提案書

(オ) 調達業務に必要な許可、免許等の写し

(カ) 納税証明書(各税とも未納がないことがわかる書面)

a 法人税

b 消費税及び地方消費税

c 都道府県民税

d 当広域連合構成市町に営業所等がある場合には当該市町税に未納がないこと。

(キ) 登記簿謄本

(ク) 印鑑証明書

イ 提出期限

令和4年1月14日(金)、午後4時までに持参するか又は必着送付とする。ただし、企画提案書についてはプロポーザル、その後の内部審査でも使用するため、データも提出(電子メールでの送信可)すること。

ウ 提出先

つがる西北五広域連合 病院運営局 病院運営課

7 問い合わせ先

〒037-0074 五所川原市字岩木町12番地3

つがる総合病院3階 つがる西北五広域連合病院運営局病院運営課 担当:佐藤

電話:0173-26-6363 FAX:0173-38-1001

E-mail:rengou21@tsgren.jp

令和 年 月 日

つがる西北五広域連合 病院事業管理者

所在地
会社名
代表者名
担当者名

令和4年度医薬品納入単価提案見積書の提出について

標記件名について、別添のとおり提案見積書を提出します。

記

つがる西北五広域連合取扱い全品目 品目中

(1) 見積品目数 _____ 品目 (非取扱い品目 _____ 品目)

(2) 加重平均薬価差 (税込) _____ %

※小数点第3位を四捨五入

令和 年 月 日

つがる西北五広域連合 病院事業管理者

所在地
会社名
代表者名

参加申込書

下記の公募型プロポーザル方式による契約相手方の選定に対する参加者募集について、別添のとおり必要書類を添えて、参加希望を表明します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること並びに提出書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 業務名
つがる西北五広域連合病院事業 医薬品調達業務
- 2 添付書類
各別添のとおり。

【記入担当者】

会社名
氏名
電話番号
F A X
E-Mail :